

平成24年度第1回小牧市通学区域審議会会議録

1 開催日	平成25年1月18日(金)	
2 開催場所	小牧市役所東庁舎5階 大会議室	
3 出席した委員	市議会議員 川島 公子 市議会議員 稲垣 衿子 小中学校の長 安藤 和憲 PTA役員 中村 美保 PTA役員 早稲田 真里 住民代表 櫻井 多喜雄 住民代表 舟橋 博 住民代表 落合 勝之 知識経験者 山下 豊子	市議会議員 玉井 幸 市議会議員 河内 伸一 小中学校の長 木村 芳博 PTA役員 山井 真理子 PTA役員 関戸 美恵子 住民代表 船橋 茂行 住民代表 平手 満治 住民代表 石黒 達男 知識経験者 船橋 秀鳳
4 欠席した委員	PTA役員 大嶋 英揮	
5 説明のため に出席した 職員	教育長 江口 光広 教育部次長(学校教育担当) 倉地 浩司 学校教育課長 石川 学 教育総務課庶務係長 伊藤 加代子	教育部長 中嶋 隆 教育総務課長 西尾 則政 教育総務課長補佐 大野 将嗣 教育総務課庶務係主事 小島 由之
6 議題	通学区域の変更について	

<開会 午後3時30分>

○倉地教育部次長

皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。それでは、ただいまから、平成24年度第1回小牧市通学区域審議会を開催いたします。

なお、本日、大嶋英揮委員につきましては、ご都合により欠席のご連絡を受けております。

私は本日、進行役を務めさせていただきます、教育委員会教育部次長の倉地と申します。どうぞよろしくお願ひします。

まず、資料の確認をさせていただきますと思います。

(資料確認)

小牧市通学区域審議会委員名簿	(資料1)
小牧市通学区域審議会条例	(資料2)
小牧市審議会等の会議の公開に関する指針	(資料3)
就学校と通学区域	(資料4)
通学区域図	(資料5)
西之島区の当該地域図	(資料6-1、6-2)
岩崎東区からの要望書	(資料7-1)
岩崎東区の当該地域図	(資料7-2、7-3)
久保区からの嘆願書	(資料8-1)
久保区の当該地域図	(資料8-2、8-3)
諮問文書の写し	
平成25年4月1日現在の当該地区在住年齢別人数	

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。はじめに、江口教育長からごあいさつを申し上げます。

○江口教育長

日頃は、小牧市の教育行政に対し、多大なるご支援とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。教育の分野につきましては、平成24年度に入りましてから様々な出来事が起こっております。大津の中学校に端を発しますいじめの問題、最近では、大阪市立高校でのクラブ活動における体罰の問題といった事件が起きております。その都度、市民の皆さまから「小牧市は大丈夫ですか。」とご心配をいただきますが、私どもは、「皆

で一生懸命やっておりますので大丈夫です。」と申し上げるわけであります。小牧市内の小中学校に関しましては、1年間を通し学校訪問等をさせていただいていますが、教職員一丸となって日々円滑な学校運営に努力を致しているところであります。今後ともぜひご協力、またご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。本日ご審議いただく案件は3件ございます。それぞれ順次ご説明をさせていただきます。地元からの要望に基づきまして、教育委員会からの諮問をさせていただき、ご審議を賜るわけであります。どうぞ、忌憚のないご意見を賜り、適切なご議決をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○倉地教育部次長

委員の皆様のご紹介につきましては、皆様のお手元に事前に配布をさせていただきました、資料1「小牧市通学区域審議会委員名簿」に代えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に、「2 会長選出」についてであります。

小牧市通学区域審議会条例第5条の規定によりまして、会長の選出をお願いしたいと思います。会長は委員の互選となっておりますので、委員の皆様の中で推薦をいただきたいと思います。

○川島委員

私は、船橋委員にお願いできたらと思います。

○倉地教育部次長

ただいま、川島委員から会長に船橋委員を推薦するというご発言がありました。お諮りします。船橋委員を会長とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議もないようですので、船橋委員が会長に決定されました。ここで、会長に就任されました船橋委員からごあいさつをいただきたいと思います。

○船橋会長

ただいま、ご指名をいただきました船橋と申します。教育長から話もございましたが、本市のために格別なるご協力をいただいております。私からも併せて御礼申し上げます。順次審議を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○倉地教育部次長

続きまして、「4 職務代理者の指名」であります。小牧市通学区域審議会条例第5条

第3項の規定により、職務代理者を会長から指名していただきたいと思います。

○船橋会長

職務代理者には平手委員をお願いしたいと思います。

○倉地教育部次長

それでは、会長から指名されました平手委員が職務代理者として決定されました。この後の議事の進行につきましては、船橋会長をお願いしたいと思います。

最後に会議公開の取り扱いについて、説明をさせていただきます。

「小牧市審議会等の会議の公開に関する指針」 (資料3)

(資料に基づき説明)

○船橋会長

ただいまご説明がありましたが、会議公開の取り扱いに対して、何かご質問、ご意見はございますか。

(意見なし)

それでは、会議の公開については、今説明のありましたとおりの取り扱いとさせていただきます。

次に、本日の傍聴について、傍聴希望者はありましたか。事務局お願いします。

○倉地教育部次長

本日の傍聴者はありませんでした。

○船橋会長

本日の傍聴について希望者はお見えになりませんでした。

それでは議事に入ります。まずはじめに、今回、小牧市通学区域審議会が開催されました経緯等について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○中嶋教育部長

私からは、資料による説明に入る前に、本審議会の役割、開催に至った経緯、学区についてのこれまでの教育委員会の考え方などについてご説明させていただきます。

この通学区域審議会は教育委員会の諮問に基づきまして、通学区域に関し必要な調査・審議を行うため、開催をさせていただいております。過去におきましては、生徒数の増加に伴う学校の新設、あるいは交通安全、距離上の問題等を解消する必要性から、通学区域について諮問をさせていただいたことがありました。最近では、諮問ではあり

ませんでした。通学区域制度の運用についてご議論をいただき、一昨年度には指定変更の要件を大きく緩和させていただきました。今回は3件の案件を議題として挙げさせていただきました。1件は就学先の指定変更の要件についてご意見をいただきたいと思っております。残る2件は地元区長から学区変更の要望がございましたので、この2件につきましては、学区を変更するという事で、正式な諮問をさせていただきます。ご意見をお聞きしながら答申として取りまとめたいと思っております。

個別の事案の説明に入る前に、学区についての教育委員会の基本的な考え方についてお話をさせていただきます。

教育委員会では、平成13年に、小牧市教育ビジョン「あすの小牧の教育」を策定し、新しい学校づくりの中で、地域とともに歩む「新しい学校」の実現を目指すことといたしました。学校は、「地域の学校」として、家庭、地域社会とともに子どもを育てようとするものであります。その後は、毎年、教育委員会の基本方針で学校教育分野では「地域に開かれ、地域とともに歩む学校づくりの推進」、社会教育分野でも、「地域ぐるみで子どもを健全に育てる環境づくりの推進」を重点施策としてまいりました。具体的には、地域の人たちに学校経営に加わっていただく学校評議員制度の導入や、地域に貢献できる子どもの育成といたしまして、児童生徒が地域の行事や活動に積極的に参加する取り組みなどを進めてまいりました。現在、学校では、地域にお住まいのボランティアが多数関わっていただいております。目立つのは、通学路パトロールボランティアの方々でございますが、それ以外にも、学校図書館や花壇の整備であったり、特別支援学級の補助であったりと、様々な形で地域のボランティアの方たちが学校で活躍していただいております。地域の方が体験学習の講師として学校へ入っている例もかなりございます。また、各学校に、地域と学校を結ぶ学校地域コーディネーターを配置して、学校・家庭・地域の総合的な教育力の再構築を図っているところであります。このように、地域に支えられた学校という基本方針を推進するためには、学校選択制はそぐわないため、学区制を堅持してきたところです。地域とともに歩む学校が、着実に定着して前進している現状からも、当面、学校選択制をとることは適当でないという風に考えています。

しかしながら、現実には、様々な事情で、学校の指定を変更してほしいという要望がございます。そのような事情を考慮し、順次、学校の指定変更の要件を拡大してまいりました。学区は堅持しますが、個別の事情には柔軟に対処する方針で進めてきたわけでございます。難しいところは、事情を勘案しすぎまして要件を定めると、学区が有名無実化して、学校と地域との関係が希薄になってしまう恐れがあることです。これまでも審議会のご意見を伺い、指定変更の要件を一部緩和してきたところでありますが、今回、懸案となっている指定変更の要件が1件ございます。詳細につきましては、後ほど、石川学校教育課長がご説明いたしますので、学区の線引きを変更するというのではなく、指定変更の要件について、それぞれの立場から忌憚のないご意見を頂戴したい

と思います。

さらに、岩崎東区長から中学校区の見直し、久保区長から小学校区の見直しの要望が出されております。この2件はそれぞれの区が2つ以上の学区に分かれているため、学区をまとめるように線引きをしてほしいという要望でございます。これにつきましては後ほど、西尾教育総務課長から詳細に説明させていただきます。こちらについても忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。

○船橋会長

次に、配布された資料の説明をお願いします。

○石川学校教育課長

「就学校と通学区域」 (資料4)

(資料に基づき説明)

- ・ 就学校の指定
- ・ 通学区域
- ・ 学校選択制
- ・ 最近の制度改正

○船橋会長

これまでのところで、何かご質問等はございますか。

○山下委員

資料4「就学校と通学区域」の7 現況において、平成10年度以降、城山一丁目地域の件と、元町地区の件、小木一丁目の件について通学区域が変更になったとあります。変更になった理由は、地理的な理由なのか、何か他に理由があったのか、どのようにして変更が決まったのかについて教えて下さい。

○倉地教育部次長

城山一丁目地域につきましては、桃花台地区における大城小学校の児童数が増えてまいりまして、教室数が全く足らなくなるような状況でした。また、隣接する桃ヶ丘小学校では、教室数にまだ余裕がございました。そのため、城山一丁目地域においては、大城小学校と桃ヶ丘小学校との距離的な部分を考慮しましたところ、ほぼ同距離にあることから、桃ヶ丘小学校へ通学区域を変わっていただきました。元町地区につきましては、従来、小牧小学校へ通っていましたが、国道41号線を越えなくてはならないという交通安全上の問題から、地元区民の皆様からの要望を受けまして、三ツ淵小学校へ変更さ

せていただきました。そして、小木一丁目につきましては、従来、小牧西中学校へ通学区域が入っておりました。当該地域においては、小牧西中学校が設置された折に、北里中学校と小牧西中学校の選択を認めるという要件のもとに、通学区域を指定しておりました。ところが、小牧西中学校へ通学される生徒が数年全くない状況が続きましたので、従来の小牧西中学校の通学区域から北里中学校の通学区域へ区域として変更させていただき、どちらかを選べるという要件を外したものであります。

○船橋会長

その他、何かご発言等はございますか。

(発言なし)

ご発言もないようですので、次に個別案件に入ります。

まず、西之島区の特例区の範囲拡大について、事務局から説明をお願いします。

○石川学校教育課長

「西之島区の当該地域図」 (資料6-1、6-2)

(資料に基づき説明)

○船橋会長

西之島区の特例区の範囲拡大について、事務局から説明がありましたが、各委員からご質疑、ご意見があれば承りたいと思います。

○江口教育長

念のために少しお話をさせていただきたいと思います。1件目に関しては、通学区域の変更ではなくて、区域は村中小学校区ですが、要望によって三ツ淵小学校に行くことができる特例区が設定されており、この特例区をさらに広げてもらえないかというものであります。議題の2つ目、3つ目と違いまして、通学区域を変えるということではありません。あくまでも村中小学校区であります。三ツ淵小学校へ行きたいというご要望があれば、行っていただくことが可能だという特例の対象区域を拡大してほしいという要望ですので、根本的な通学区域の変更ということではありません。現在の特例区の範囲を定めました折には、恐らくその時、家があつて、該当される方がいる地域だけの最小限を特例区として認めたのだと思いますが、このあたりに家が建ちかけているため、さらに範囲を広げて特例区として認めようとするものであります。

○船橋委員

先ほどの説明にもありました通り、国道155号線から南は、指定変更になっている

ものだと思っていたという区長のご意見は、もっともだと思えます。拡大図を見ますと、路地のように家と家の間で細かく分けられていますが、このような区割りで良いのか気になると思います。例えば、大きな道路とか川とか、端的に言えば、村中新町の県道小口名古屋線のあたりまでは線引きしても良い気がします。

○中嶋教育部長

これは区の境でありまして、今回は西之島区において地域の了解が得られましたことから、このようになりました。隣の区については、そのようなお話を頂いておりませんので、この件については西之島区に限った範囲でやらせていただいております。

○石川学校教育課長

今、中嶋教育部長からお話がありましたが、先ほど資料説明の中で、西之島区の区長のところへ行ってきたという話をさせていただきました。その時に、地図を広げていただいて、「ここまでが西之島区です。」と厳密に線引きをしてもらい、それを確認してまいりました。

○船橋委員

この件について、隣の区長にはお尋ねしていないわけですね。

○石川学校教育課長

全くそこからは要望が出てきておりません。

○船橋委員

片方は要望を聞きますよ、片方は聞けませんよ、という話の中で、何だかその場しのぎのような気がします。お互いに意見を交わし、「隣が通われるなら、こちらもそうして下さい。」となると、また審議会を行って、また認めていくことになっていきますがいかがですか。

○石川学校教育課長

西之島区長より、「現在は、工場だとか店舗だとかがほとんどなので、現に住んでみえるところではありません。ちょっと離れて、コロナ周辺では住んでみえる方は若干いますが、そこまでは西之島区としては関与できません。」とおっしゃっていました。

○船橋委員

巾下地区の区長会長である舟橋委員はどのようにお考えですか。

○舟橋委員

私も気にはなっておりました。今ありましたお話しの中で、西之島区と隣の村中区において、行政境が非常にいびつになっています。しかし、現実には区画整理ができておりますので、道としてはきちんとしているのですが、巾下川から以北という考え方であれば、村中区との調整が必要になってくるとは思います。今回、そこまで必要ないというご判断だろうと思いますので、特に私からもございません。

○河内委員

現在の三ツ渚小学校、村中小学校の児童数を教えて欲しいことと、空き教室の関係から、こちらの小学校に偏るといけないとか、こちらの小学校に偏ってもらった方が良いとか、教育委員会側、学校側としてはどのようなお考えでしょうか。実際のところ、本当はこのようにしていただいた方が、バランスが良いですとか、そのようなことがあれば教えていただきたいです。

○石川学校教育課長

今年度ですが、村中小学校が15学級、児童数にしますと406人です。それから、三ツ渚小学校が14学級、児童数は332人という状況です。およそ同規模で、児童数で見ますと違いますが、空き教室で見ますと、もう少し児童数が多い時代もありましたから、若干両校とも空いている状況です。ただ、今回範囲を拡大する地域に該当する児童がどれくらいいるかという点、現在はたった1名です。新しくそこに戸建てが建って、そこに住まわれる方が就学年齢に達した時、1人、2人、3人、せいぜい増えても10人以上も恐らく増えないだろうと思います。そうすると、クラス数に影響が及ぶことは多分ないだろうと想定しています。ただし、1年生だと35人学級ですので、現在34人、35人のクラスがあり、新たに1人入ってくると、1クラス増えることはあります。しかし、長い目で見れば、ほとんど影響ないぐらいの人数だろうと思います。今後、全部畑が埋め立てられたり、倉庫が全部撤廃されたりすれば別だとは思いますが、今のところは大きな影響はないだろうと思っています。

○河内委員

バランスはあまり問題にならないということでした。子どもたちの立場からみると、国道155号線があるので、学校の授業があるときは、分団の時でも恐らく愛昇殿の近くにある歩道橋を渡るかと思っています。学校が休みの日となる土曜日、日曜日、夏休み、冬休みですと、小学校の友だち同士ということもあり、まだまだ世間が狭い年齢ですので、その歩道橋をきちんと渡ってくれば問題はないのですが、特に国道155号線ということで、信号があり交通量も多いところを、子どもたちの帰り道での遊び場の1

つとしていいものなののでしょうか。そういうことを考えますと、特例区に指定して自由な選択枠を拡大して、三ツ渚小学校に行きたいところは行かせるぐらいの柔軟性があつた方がいいと思います。皆さんはどう思われますか。

○石川学校教育課長

河内委員がおっしゃられたように、今から選択制として加えていきたいということで、お諮りをいただいているところです。現在の特例地区は選択ではありますが、どちらの学校に行っているかという、村中小学校に行っている人は1人です。実質、ほとんどの方が三ツ渚小学校に行っているの、選択ができるとはいえ、近くの三ツ渚小学校に行っているのが現状です。これからそこに家が建ったとしても、村中小学校に行かれるのではなく、三ツ渚小学校を選択されるのではないだろうかとのところ見込んでいます。

○船橋委員

とりあえず今回の申請は希望者がいるということですが、河内委員がおっしゃられたように、国道155号線や国道41号線のような大きな道路があつて交通量が激しいところとなりますので、村中地区だからといって、村中小学校へ通わせるということではなくて、選択制を採らせてもいいのではないかと思います。例えば、お兄ちゃんもこちらに通っているのであれば下の子もこちらに通うとか、そういうことは、安全を取るのか、今までのように人間関係を取るのかにつながってきます。いずれにしましても、今回の審議事項には入らないかもしれませんが、できれば国道155号線、国道41号線のところまで地域を拡大して選択制とした方が、地形的にみても常識的な判断だと思います。今後の課題として考えていただくといいかなと思いますので、提案させていただきました。

○石川学校教育課長

現在、村中区については全て村中小学校で、当然行ってみえるご家庭や子どもたちもいますので、それらを勘案すると、村中区を土俵にのせるべきではないと判断をしました。今回については、この地域に限定してお認め願いたいと思います。村中区から要望があるということでもないですし、それを認めていくと、今度は村中区が三ツ渚小学校と村中小学校とで分断させてしまうこととなりますので、それらを考えますと、区として難しい判断を迫られることが出てきますので、今後、検討材料になるかもしれませんが、今回はこの地域のみ限定しております。

○船橋会長

事務局の案ということですね。

○石川学校教育課長

はい。その通りです。

○川島委員

この通学区域審議会は、今まで行政区によって地域から出てきたものを議論してきたのだと思います。行政の立場で変更します、安全上こうします、というのは今までもやってきていないし、新設校ができた場合も、地域の意向を汲んでおられるということで、先ほど小木一丁目の話がありました。私は北里地区に所属しておりますが、北里小学校、小木小学校から卒業した者は、北里中学校へ行くという歴史が今までずっと100年近くあったわけです。ところが、小牧西中学校ができた時に、やはり道路で線引きということがありました。その後、親もおじいちゃん、おばあちゃんもそこを出ており、母校となりますので、同じ小学校で卒業した者は、同じ中学校へ行きたいといったような要望で検討いただきました。今回私たちが審議しているものは、地元要望が出たものをいかなものかとしておりますので、私たちの物差しで、ここもいっそのこと入れたらどうかというのはいかがかと思っておりますので、現在提案されている内容に私は賛成です。

○船橋会長

それでは、西之島の特例区の範囲拡大について、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認められましたので、西之島の特例区は範囲を拡大することに決しました。

続きまして、岩崎東区における中学校の通学区域の変更について、事務局から説明をお願いします。

○西尾教育総務課長

「岩崎東区からの要望書」 (資料7-1)

「岩崎東区の当該地域図」 (資料7-2、7-3)

(資料に基づき説明)

○船橋会長

事務局から説明がございましたが、何かご質問等がありますか。

○櫻井委員

資料7-2、資料7-3の地図をもう少し詳しく説明していただきたいのですが、岩崎東区が2つに分かれるという理解でよろしいのでしょうか。それとも、今2つに分かれているのを1つにしたいのか、そのあたりがよくわかりません。

○西尾教育総務課長

岩崎東区の現状が地図で示したとおりとなっております。現在、岩崎東区は岩崎中学校と味岡中学校で分かれているものですから、山前地区の方々が岩崎東区全体で味岡中学校に変更していただきたいという要望でございます。

○櫻井委員

そうしますと、現在の岩崎中学校と味岡中学校で分かれている線が、岩崎東区の前地区における一番左側の部分へ線が変わるという理解でよろしいでしょうか。

○西尾教育総務課長

その通りでございます。現在の味岡中学校区と岩崎中学校区の区域を、前地区の北西側の線に沿って持つてくるということです。

○平手委員

資料7-1にも書かれていますとおり、平成22年4月に岩崎区が、岩崎西、中、東区に分区されました。昭和53年4月に味岡中学校の分校として岩崎中学校が新設された時、たぶん岩崎中学校は人数が多かったのだと思われます。それは、岩崎山付近の地区も岩崎中学校の方へ入れたからだと思います。現在、中学校が別々なので、何か行事をやるにしても、いろいろと少しまとまりがないということで要望が出されたのだと思います。それと、付近の住民からアンケートを取ったら、味岡中学校の方が良いということで、岩崎東区長が要望を出されたのだと思います。これについて、検討していただきたいと思います。

○舟橋委員

岩崎東区において、現在の通学区域に設定されたときの理由は一体何だったのでしょうか。地図で示されているように、今回変えようとしている線が、本来の境であったのかと思いますが、敢えてこのような区切りを入れ込んだ理由は何だったのでしょうか。最初からこのようにしていればよかったのではないのかと思います。元々、薬師川のところに区切りを入れた設定の仕方に問題があったのではないかと思います。それと、2年前に岩崎東区長から申し出があったときはだめだと言って断っておいて、今回申し出

があったらやむを得ないですね、というのは何かちぐはぐな部分があります。最初に申し出があったとき、なぜこのことについて議論がされなかったのかということも含めて、教えていただきたいと思います。

○江口教育長

つい2年前まで岩崎は岩崎東部、中部、西部と言っており、全部が岩崎区でありました。1つの区でありましたが、実質的には東部、中部、西部それぞれが自治会のように運営をやっておりました。しかし、区としては1つでしたので、区長はお1人でした。西区、中区、東区の全てを1人の区長がまとめていたのですが、岩崎区の中でどこに線を引くかというようなことで、杣洞寺（こうどうじ）を含むような線が引いてあったと思います。それが2年前に3つに分かれたことによって、資料7-3で示したとおり、岩崎東区の中学校区が2つに分かれる形になりましたので、できれば1つの行政区として、1つの中学校にしてほしいという要望が出てきましたのが1つ目のご質問の回答であります。2つ目のご質問で、2年前に中学校区の変更を断っておいて、今さらといった内容のお尋ねであります。資料7-3にあります、その該当地域にお住まいの方全員のアンケートを今回区長が採られて、要望が出てまいりました。通学区域審議会で諮問していただくのは今回が初めてでございますが、そのような背景でご審議していただきたいわけであります。

○舟橋委員

私が申し上げたいのは、2年前に区長がお見えになったときに、断るのではなくて、アンケートをする前に、もう少し検討していれば、もっと早い時期にこのような形が採れたのではないだろうかと思っております。アンケートをやって、90パーセントを取ったからといってありますが、本田公園や杣洞寺は昔から岩崎地区だと思っておりますので、誰がどう見ても、場所からいっても、距離的に見ても、元々この地域は味岡中学校の区域だったのではないかと思います。この申し出については、岩崎中学校ができたから、岩崎区が変わったからそういう話になっただけであって、2年前に出た段階で、通学区域審議会で審議した方がよかったのかなと思っております。

○船橋会長

いろいろと経緯はあったかと思っております。事務局からも1つの方針としてお考えがあると思っておりますので、ご意見はございますか。

○西尾教育総務課長

今、私どもが考えておりますのは、岩崎東区のアンケートの結果により、現在の岩崎

中学校から味岡中学校に通学区域を変更したいという要望が強いことがわかりました。そのため、岩崎東区全体を現在の岩崎中学校から味岡中学校に変更していこうと考えております。なお、変更する施行日につきましては、就学予定者へ入学通知書を入学期日の2ヶ月前には通知する必要がありますので、周知期日を10日間程度みて、2月1日に実施しようと考えています。また、経過措置といたしまして、現在岩崎中学校に通学している生徒が当該地区に転居された場合につきましては、岩崎中学校、味岡中学校いずれかの選択を認めようと考えています。

○落合委員

この辺りでは区画整理がされているということで、将来的に道路などが変わってくると思います。通学区域を変更するときに、大きな道路や河川で区切ると言いながら、今回のようにいびつな線で区切ってしまっているの、区画整理が終わって区画道がきちんとされてから見直すだとか、先ほどの特例区として認めておいて、区画整理が終わったらきちんと分けるとか、何か筋を通しておかないと、今後何かあって新しい通学区域を設定しようとするとき、他のところは大きな道路や河川で仕切っているのに、山のところを通るような訳のわからないところに線を引いてしまい、それが例にされるといけません。ごく一部でも決めるために議論が出てくるので、特例区でなくても構いませんが、区画整理が終わるのを前提にして、暫定的にこの線であるといった説明を加えておかないと、具合が悪い気がします。

○平手委員

岩崎山前の区画整理は、来年もまだあると聞きましたが、間違いはないですか。

○江口教育長

この地域ですが、すでに道路はかなり出来上がってきております。道路に沿ってなのか、旧来の岩崎東区と中区との境で道路が四角になった後の話かは、現時点で心配をしておかなければいけないと思います。基本的には岩崎東区でご要望のあった山前地区に関しては、区域を変更する形とさせていただいて、区域のことに関しては、区長と話をさせていただいて、道路に沿った区域の設計の仕方をなさると思いますので、その点は調整が必要になってくると思います。現時点で、道路と区の境が一致するかどうかについては、ちょっと違ってくるかと思っています。

○石黒委員

アンケートの中で、現状のままでよいというのが7パーセントあり、味岡中学校へ変更するというのが、90.7パーセントあると書かれています。90.7パーセントの

意見の方は分かるのですが、7パーセントの意見の方は、こういった意見で現状のまま
でよいといった意見だったのかを、個人情報の事もあって、お答えできないかもしれま
せんが、参考までに分かったら教えてもらいたいです。7パーセントもあれば、どうい
う風に現状のままよいのか、それも参考にすべきではないのかと思いました。

○西尾教育総務課長

7パーセントの意見の方についてですが、どういう理由でというのはアンケートの結
果には出ておりません。けれども、個人情報の関係で委員の皆様には配布しておりませ
んが、世帯ごとのアンケート結果があります。その中では、現状のままよい、と丸を
打たれた方につきましては、就学されるお子様がいない世帯でした。

○石黒委員

影響がないということですか。どちらでも良いということなのですね。

○船橋会長

それでは、岩崎東区における中学校の通学区域の変更についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認められましたので、区の要望どおりとして答申させていただきたいと思
います。

最後に、久保区における小学校の通学区域の変更について、事務局から説明をお願い
します。

○西尾教育総務課長

「久保区からの嘆願書」 (資料8-1)

「久保区の当該地域図」 (資料8-2、8-3)

(資料に基づき説明)

○船橋会長

この件に関しまして、事務局から説明がございました。それでは、委員の方からご意
見を伺いたいと思います。

○稲垣委員

先ほど、地域でアンケートを採られて、山前地区の皆さんの状況が非常に伝わって
くるのですが、この件は久保区長から嘆願書が出ているということですが、お地元の方々
はどのようなお考えですか。やはり、それを精査して嘆願されたということでしょうか。

○西尾教育総務課長

地元の総意ということでお願いをされていますが、現状ここに住んでみえる方の意向について、私どもは承知しておりません。

○平手委員

学区が違くと子ども会がまとまらず、子どもたちが一緒に遊べないということはないかと思いますが、できたら子ども会も一緒になってやった方が良いということで、久保区の区長は嘆願書を出されたのだと思います。資料にはアンケートなどがいないため、細かいことは分かりません。学区が違ふこと、子ども会のことしか書いていないものですから、検討するのは難しいかと思いますが、できたら一緒にまとめてやれた方が良くと思います。1つ検討をお願いしたいと思います。

○落合委員

道路の造り方を見ると、区画整理をやって新しくできたところみたいな感じがしますし、久保山の西側はたぶん小松寺の区画整理地内だと思いますが、ここに鉄道といった大きな分断要素があります。たぶん橋を渡って階段を上って上に行くのだと思いますが、立地的にいけば、旧の部落ですと鉄道がまたがっていようが何だろうが、付き合いがあるだろうけど、場所でいくと、本庄小学校のような気がします。けれども実は、上末の方でも桃ヶ丘小学校ができた時に、ある地区だけは篠岡小学校に残って、ある地区は桃ヶ丘小学校へ行ったことがありました。そして、また桃ヶ丘小学校から陶小学校へ分裂して、訳の分からないことになりました。やはり子ども会の付き合いは、運動会をやるにしても、何をやるにしても非常に不便ですし、親も学校行事で仲良くなりますし、いろいろとつながりができてくるものです。鉄道とかがあるので、本当に付き合いがあればいいのですが、付き合い無しで無理矢理入れようとするあまり意味がありません。本当に付き合いがなく、今、子どもがゼロですけれども、先行きで味岡小学校に行っていた方が地域的にうまくいくということであれば賛成です。

○櫻井委員

久保区長の意向ですと、久保区を一体に、小学校を一緒にしたいことがうかがえるのですが、資料8-2で示された久保区の線は、教育委員会として、久保区長には確かめられた経緯があるのかどうかについて教えて下さい。お寺とお宮があるだけなので、お寺とお宮しかいらぬのかもしれませんが、久保区長がこれで良いとおっしゃっているなら良いのですが、確かめられたことがあるのかどうか、分かれば教えていただきたいと思ひます。

○西尾教育総務課長

資料でお示ししておりますことは、久保区の区長から提出されたものでございます。

○舟橋委員

例えば、ここを味岡小学校区に入れたとすると、名鉄線や薬師川がありますけれども、佃地区の子どもたちを味岡小学校に通わせる場合、どういう通学経路が考えられますか。今ですと、本庄小学校に通わせた方が、道筋から考えると安全ではないでしょうか。現時点で考えると、山を登って、一旦久保山団地の中を回り、熊野神社を通過して味岡小学校に行く経路になるのでしょうか。

○西尾教育総務課長

当然、学校区が変わった場合でも、一番安全な道を通らせることは大原則でございますので、そちらにつきましては学校や地元の保護者と相談しながら決めていくこととなります。なかなか鉄道や川を渡らせるのは難しいことに当然なってきますので、ひょっとすると本庄小学校区に入りながら、味岡小学校に行くこともあり得るのかなと思います。

○山下委員

通学区域の変更を諮ることにおいて、この件に関しましては、区民の方、保護者の声が全く見えてこないのが、区長から嘆願書が出てきたからといって、これを諮って通して良いものかどうか疑問に思いますが、皆さんはいかがでしょう。

○船橋会長

いろいろとご意見がありましたが、いずれにしても当該地区の方々の意見が資料として出されておられません。そのため、地元の意向を踏まえた上で、改めてご審議すべきだと思いますが、皆さんはどう思われますか。

事務局としての案をお聞かせ願いたいのですが、いかがですか。

○西尾教育総務課長

事務局といたしましては、先ほどのお話の中にもありましたが、岩崎東区のように現在そこに住んでみえる方々の意向がよく分からないという状況であります。現時点では通学区域を変更すべきかどうか判断することは極めて難しいと考えています。この案件につきましては、当該地区の方々の意向を集約していただいた後、その意向を踏まえて改めてご審議をお願いするという形にさせていただくのが良いのではないかと考えています。

○船橋会長

事務局から、今後当該地区の皆様の意向等を集約してから改めてご審議をするというお考えですが、委員の方々、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

よって、この案件につきましては、事務局にて今後ご検討していただくということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で本日の協議事項はすべて終了しました。

また、本日いただきました3案件の結論については、教育委員会へ答申として報告させていただきますが、答申文(案)については、会長に一任いただきたいと思ひますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。ではそのように取り扱させていただきます。

事務局から他に何かあれば、お願ひします。

○倉地教育部次長

それぞれの案件につきまして、適切なるご結論をいただきまして誠にありがとうございます。特に岩崎東区の通学区域の変更につきましては、この後、教育委員会で決定をいただく必要があります。1月21日の月曜日に定例教育委員会の開催が予定されておりますので、早速これを議題に追加し、通学区域の変更を議決していただきたいと思ひておりますので、ご承知おき下さい。

○船橋会長

以上を持ちまして、平成24年度第1回小牧市通学区域審議会を終了します。

<閉会 午後5時6分>